

宮崎広域都市計画道路の変更に関する公聴会

都市計画道路住吉通線(仮称)外 3 路線に関する公述人の意見及び対応方針

日時：令和 3 年 7 月 2 6 日（月） 場所：宮崎市佐土原総合支所 第一会議室 （宮崎市佐土原町下田島 20660 番地）

公述人：B 氏 住所：宮崎市在住

意見要旨

住吉通線の道路計画としては反対ではないが、ルート上に私の家が入っていること、また、ルート上に地蔵様が入っており、できればそれらを避ける農業試験場側を通していただければと思っている。

また、計画の修正ができない場合に、立ち退き時期等が今後具体的にになった時点で教えていただきたい。

対応方針

今回、お示ししている都市計画の原案は、国が令和 2 年 3 月に示した国道 1 0 号住吉道路の西側バイパス案のルート帯を踏まえて道路構造令等の技術基準や、学校などの公共施設や集落の位置、自然環境条件や文化財等の有無等の状況を踏まえた上で、想定される事業費や事業期間、工事の施工性などを総合的に勘案し最適と判断されたルートを計画線としております。

御意見にあります県総合農業試験場側へのルートは、検討するルートの一つと考えられます。しかし、同試験場西側の山には県指定史跡(古墳群)が現存し、住吉通線がその史跡上を通過することになりますが、県文化財保護条例により、史跡本体の改変が認められておりません。

それらの事を考慮し、想定される事業費や事業期間、工事の施工性などを総合的に勘案し原案のルートが最適と判断しております。

また、立ち退き時期に関しましては現時点で明確な回答はできませんが、道路事業の実施にあたっては、用地買収や工事施工などの各段階で、事業予定者である国土交通省が、関係者に丁寧に説明をしながら事業を進めてまいります。